古賀市長 中村隆象様

古賀市補助金審査委員会 委員長 宗 像 優

古賀市公募型補助金について(答申)

平成28年10月7日付け28古財第222号で諮問のあった古賀市公募型補助金について、審議しましたので別添のとおり答申します。

古賀市公募型補助金について (答申)

平成29年3月24日 古賀市補助金審査委員会

1. はじめに

古賀市補助金審査委員会は、古賀市補助金審査委員会条例に基づき、公募型補助金について検討するため、古賀市長から委嘱された5名の委員による付属機関として、平成25年6月10日に設置されました。

公募型補助金は、団体の自主的・自発的な活動の推進・活性化を促す補助金で、直接 的又は間接的に市民の福祉の向上及び市民の利益につながるものです。交付団体の選定 に際しては、透明性や公平性を保つための選定基準を整備し、当委員会が基準に基づき 審査することで、評価を行い選定しています。

当委員会では、これまでに古賀市公募型補助金の応募事業(24団体、29事業)の 審査を実施してきましたが、制度開始から3年が経過したことから、古賀市補助金改革 実行計画に基づき、平成28年10月7日付け28古財第222号にて、古賀市公募型 補助金の見直しについて諮問を受けました。

見直しに当たっては、古賀市公募型補助金交付要綱及び古賀市公募型補助金審査要領に関して、補助事業の選定方法、補助基準、手続等及び審査基準について議論し、事業の自立に向けた取り組みや、団体の育成に関する視点から提言を行いました。

2. 委員会日程

平成28年10月 7日(金) 古賀市補助金交付要綱に関する審議

12月 9日(金) 古賀市補助金交付要綱に関する審議

平成29年 2月 7日 (火) 古賀市補助金審査要領に関する審議

24日(金) 答申書に関する審議

3. 古賀市公募型補助金交付要綱について

(1) 目的

- ・目的が複数含まれていることから、どこに比重をおくか整理すること。
- 誰が見てもわかりやすい表現に変更すること。

(2) 補助対象団体

- ・市民活動団体等としての登録を追加する場合には、登録できない団体があることを 考慮すること。
- ・補助金がないと成り立たない事業(団体)については、市民活動支援センターと連携して、自立に向けたサポートを行うよう努めること。

(3) 補助対象事業

・民業への圧迫が懸念される事業について、適否を測るための審査項目を設けること。

(4) 補助対象経費

- ・課題解決を目的とするのであれば、人件費は必要な場合もあることを考慮すること。
- ・食糧費や備品購入費について、基準を設けて、審査会が認める場合には補助対象に なるよう検討すること。

(5) 補助率及び補助金交付額等

- ・安易に10分の10を継続することがないよう、適正な補助率を検討するとともに 市が実施する個別補助金の補助基準に準拠すること。
- ・複数年実施する場合に補助率が下がると、事業が縮小するおそれがあるので、徐々 に増やしていくインセンティブ方式を検討すること。
- ・補助限度額について、活動団体の規模に応じ、適切に設定すること。

(6) 補助期間

- ・複数年実施することがあらかじめ決まっている事業の申請方法を検討すること。
- ・目的別に複数のコースを設定し、コースごとに期限を設定することを検討すること。
- ・原則として、同一団体の同一事業は3か年を超える申請を認めないこと。ただし、 課題解決や人材育成など3年では目的達成が困難な事業への対応を検討すること。

(7) 補助対象事業の公募

- ・事業実施に影響が及ばないよう留意の上、公募期間を設定すること。
- 目的別に複数のコースを設定し、コースごとに公募期間を設定することを検討する こと。

(8) 応募の方法

- 申請書類については、審査に当たって必要な情報が過不足なく収集できるように努めること。
- ・暴力団等でないかの確認については、市で統一した運用を行うこと。

(9) 実績報告

- ・実績報告の時期について、事業が完了したときの基準を明確にするとともに、報告 期限は、適切な時期を設定すること。
- ・報告することへの意識を高めるため、報告書の書き方講座を開催するなど団体への 支援を検討すること。
- ・市で開催する報告会の意図を明確にするとともに、委員が参加しやすい日程を考慮すること。

- ・団体と委員会との双方の視点を持つ人を市が開催する報告会へのコーディネーター として参加させるなど、団体と委員会の意思疎通の円滑化に努めること。
- ・審査に影響を及ぼすことがないよう、報告会のあり方を検討すること。

(10) 実績報告の公表

・条文中「ホームページ」の表記については、市で統一した表記とすること。

(11) 補助金の交付時期

・事業完了前に交付する場合は、事業への影響が出にくい範囲で、適切な上限額を設 定すること。

(12) 庶務

・補助金を所管する部署だけでなく、当該事業に関係する部署も、団体の自立の妨げ にならない範囲で、適切に審査、助言、サポートする体制を構築すること。

(13) 様式

- ・申請書類におけるその他欄については、使用状況を確認し、不要な場合は削除する こと。
- ・応募団体概要書については、内容を整理するとともに、連絡先については2人以上 確保するよう努めること。
- ・企画書については、複数の取組を行う事業を考慮の上、事業内容欄を整理するとと もに、目標欄を設け、目標・成果などについて、内容を整理すること。
- ・実績報告書については、企画書の事業内容に対する結果を反映するよう、内容を整理すること。
- ・成果報告書については、自己評価だけでなく、企画書の目標・成果に対する結果を 反映するよう、内容を整理すること。
- ・様式については、手書きすることを考慮し、記入欄を大きくすること。
- ・記入例を示すなど、書き方をわかりやすくするよう努めること。

4. 古賀市公募型補助金審査要領について

(1) 審査方法

・複数年事業は、前年度の事業成果等を加味して審査できるよう、経過を把握できる 項目を設定するなど検討すること。

(2) 審査項目

・審査項目について、公益性、実現性(企画力、実行力)、発展性の4項目に整理する よう検討すること。

- ・審査の視点について、第三者にもわかりやすい表現にするよう、整理すること。
- (3) 採点方法
 - ・引き続き5段階評価とすること。
- (4) 審査結果
 - ・平均評点が13点以下の事業は選定外にするとともに、平均評点が2点未満の審査 項目を含む事業は選定外とすること。
- (5) 審査基準
 - ・区分(「評価できる」等)に係る表現を見直すこと。

5. 制度全般について

- (1) 評価基準を明らかにし、評点を含む評価結果を通知するよう検討すること。
- (2) 事業実施に当たっては、市担当課も情報共有に努め、自立を促すための協力体制を確立すること。

6. おわりに

慎重審議の結果、今回答申書を提出しております。公募型補助金の見直しに当たっては、当委員会の答申を十分尊重されるよう要望いたします。

古賀市補助金審査委員会

委員長宗像優副委員長今村 晃 章委員小河 武 文委員担 総 あづさ